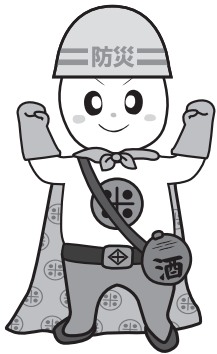


避難指示が一本化されました

「避難情報に関するガイドライン」が新たに公表され、これまでの「避難勧告」と「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されました。

災害発生の恐れがある場合、浸水想定区域内などの危険な場所にいる方は、町が発出する「警戒レベル4：避難指示」までに必ず避難してください。

また、最新の気象・水位情報を確認し、「自分の命は、自分が守る」という意識を持って、いざという時はためらうことなく避難行動を開始してください。



令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保 ※1 <small>きんきやうあんぜんかくほ</small>	災害発生情報 <small>(発生を確認したときに発令)</small>
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~		
4	<b>避難指示</b> ※2 <small>ひなんしじ</small>	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	<b>高齢者等避難</b> ※3 <small>こうれいしゃとうひなん</small>	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 <small>(気象庁)</small>	大雨・洪水・高潮注意報 <small>(気象庁)</small>
1	早期注意情報 <small>(気象庁)</small>	早期注意情報 <small>(気象庁)</small>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

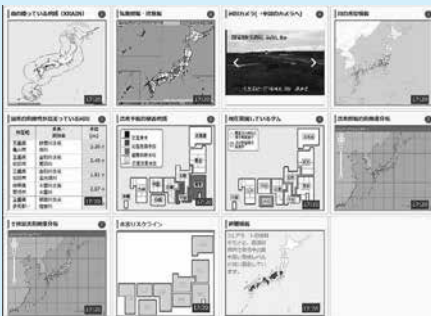
警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**これからは、**警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる**高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難**しましょう。

**内閣府（防災担当）・消防庁**

## 最新の気象・河川情報はこちらで確認ができます

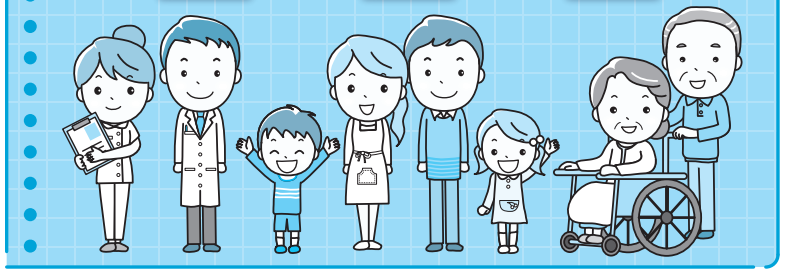


「川の防災情報」サイトでは、国土交通省、気象庁、都道府県がそれぞれ提供する気象情報、水害・土砂災害情報等を一元的に集約し、全国や各地方の概況を一目で確認できる「気象×水害・土砂災害情報マルチモニタ」を提供しています。市町村を登録することで、地域の情報にすぐにアクセスすることが可能です。

「気象×水害・土砂災害情報マルチモニタ」  
<https://www.river.go.jp/portal/>



# 国民健康保険税



国民健康保険税（国保税）は、それぞれの収入や資産、加入世帯員数に応じてお金を出し合い、病气やけがなどの医療費に充てる税金です。

国保税額は医療分、後期高齢者医療制度を支援するための支援金分、40歳～64歳の人が納める介護保険料の介護分の合計額で算定します。

令和3年度は、税率の改正はありません。詳しい税率などは次の表のとおりです。

## ◆令和3年度国保税率および限度額

	賦課基準	医療分	支援分	介護分
所得割①	前年の総所得金額などから基礎控除額43万円を引いた額	9.0%	1.5%	1.2%
資産割②	令和3年度に納付すべき土地と家屋への固定資産税額	40.0%	7.0%	8.0%
均等割③	加入者1人につき	29,000円	7,000円	8,000円
平等割④	加入1世帯につき	29,000円	5,000円	6,000円
課税限度額	①～④の合計額の限度額	630,000円	190,000円	170,000円

### 所得に応じた軽減の見直し

税制改正による個人所得課税の見直し（給与所得控除と公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除額が一律10万円引き上げられました）に伴い、国保税の負担水準が改正前と同水準となるよう、軽減判定基準が見直されました。

## ◆軽減割合

	改正前	改正後
7割軽減	33万円以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	33万円+【28.5万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】以下	43万円+【28.5万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	33万円+【52万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】以下	43万円+【52万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※「旧国保被保険者数」とは国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行された方です。  
 ※給与所得者等とは給与所得者（給与収入55万円超）および公的年金等所得者（65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額125万円超）に該当する方

### 離職による軽減

倒産や解雇、雇止めなどにより離職された方は、国保税が離職日の翌日から一定の期間、軽減されます。

**対象者** 次の①と②に該当する方  
 ① 離職日に65歳未満

② 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれか  
 ※季節的に雇用されている方や定年退職者、自己都合の退職者は対象外です。

**軽減の内容** 国保税を算定するに当たり、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなします。

※給与所得以外の所得や対象者以外の被保険者の所得は軽減の対象外です。

### 適用期間

軽減の適用期間は、離職の翌日から翌年度末までです。

### 申告方法

次のものをお持ちになり、住民課へお越しください。

- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑

### 保険税額をお知らせします

7月15日(木)に、令和3年度の国民健康保険税納税通知書を郵送しますので、ご確認ください。